

令和3年度 第6回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

令和3年11月19日（金） 午後1時30分から午後4時50分まで

2 場 所

ホテルプラザ菜の花 3階 菜の花

3 出席者

委 員：菊地副委員長、

井上委員、中井委員、近藤委員、松田委員、高橋委員、八田委員、
安立委員、岡山委員、本間委員 （11名）

事務局：環境生活部 石崎次長、江利角環境対策監

環境政策課 板倉課長、小泉副課長、坂元班長、石橋主査、
岩城副主査

傍聴人：3名

4 議 題

- (1) (仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について（審議）
- (2) (仮称) 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設 事業に係る環境影響評価方法書について（審議）
- (3) その他

5 結果概要

- (1) (仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について（審議）
事務局及び事業者から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- (2) (仮称) 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設 事業に係る環境影響評価方法書について（審議）
事務局及び事業者から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- (3) その他
特になし

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1 - 1 (仮称) 印西クリーンセンター一次期中間処理施設整備事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 1 - 2 (仮称) 印西クリーンセンター一次期中間処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書 委員から寄せられた質疑・意見に対する都市計画決定権者の見解
- 資料 1 - 3 市長意見の提出状況
- 資料 1 - 4 (仮称) 印西クリーンセンター一次期中間処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に対する意見
- 資料 2 - 1 (仮称) 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2 - 2 (仮称) 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書 説明資料
- 資料 2 - 3 (仮称) 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

別紙 審議等の詳細

議題（１）：（仮称）印西クリーンセンター一次期中間処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について（審議）

○事務局より資料1-1、1-3、1-4について説明。

○事業者より資料1-2について説明。

【審議】

資料1-2

（委員）

No8について、雨水浸透施設には谷津を保護するという意味がある。谷津には様々な役割を与えられており、国土形成計画でのグリーンインフラストラクチャーや流域治水での自然機能を使った災害の減災（Eco-DRR）、現在検討中の第8期印旛沼湖沼水質保全計画で谷津の活用が謳われている。印西市も印旛沼ルールに参加し谷津の保全に同意しているので、市としての政策の一貫性を図るためにも、雨水浸透について十分に検討願いたい。

（事業者）

承知した。

（委員）

ごみ処理量が減少する想定であるが、各市町のごみ処理計画との整合はとれているのか。

また、No10について、災害廃棄物処理計画が印西市以外の2市1町の策定状況はどうか。受け入れる予定のごみに災害廃棄物の記載がないが、1日のごみ処理量の計画値には災害廃棄物の処理量が入っている。既に受け入れる予定で合意されているのであれば、災害廃棄物を加えた方がよい。組合と市町村との間の協定がうまくいかなくて、処理が滞った事例がこれまでも多くある。3市町でどのように合意をとる予定であるのか。

（事業者）

ごみ処理基本計画については、組合が代表して各市町と連名で策定している。実績に基づきごみ処理量を推計しており、減量の目標値を定め、それに基づき施設の計画を立案している。

(事務局)

廃棄物処理法の法定計画は必ずしも市町村が作らなければいけないものではなく、組合が作っても法定計画になり得る。法律上の廃棄物処理計画が基本計画であり、策定にあっては市町が協議している。

(委員)

収集運搬は組合で一括して行っているのか。

(事業者)

収集運搬については、印西市及び白井市は組合で、栄町は独自で行っている。また、災害廃棄物処理計画については、印西市は策定済み、白井市は策定中、栄町は未策定であるが、近いうちに策定予定と聞いている。

(委員)

組合としての計画を策定する予定はあるのか。

(事業者)

組合としても策定する予定である。

(委員)

別紙2について、計算の具体的な方法は。

(事業者)

確認して後日回答する。

(委員)

事業区域は埋蔵文化財が多い地域であるが、どのような対応をとっているのか。

(事業者)

用地の選定については公募をしているが、その際に埋蔵文化財の包蔵地であるかを確認している。包蔵地である場合は、埋蔵文化財の調査が必要になってくる。包蔵地における調査の実施については、印西市教育委員会を介して、千葉県教育庁に確認し、実施の必要があるという結論となった。

(委員)

最終的には千葉県が認めたということか。

(事業者)

認めるというのは、調査を行い、その結果を踏まえて開発することについてのもの。平成29年度から31年度にかけて調査を行い、特出した遺物や遺構がなかったなので、調査を継続している。工事の途中で重要な文化財が出てきた時には、印西市を介して千葉県に報告することとなっている。

(委員)

煙突高さについて委員に確認したいが、高さ、最大着地濃度、コストの関係式があれば、それから59mが妥当だという判断ができるのか。

(委員)

有効煙突高さを出すための式があるが、59m、80m、100mと記載されているが、どのような条件で出されたのか。

(委員)

59m、80m、100mの3つの条件ではなく、連続値を求めた方がよいのか。

(委員)

その方が良さそう。

(委員)

このことについて、事業者はどのように考えるか。

(事業者)

煙突高さの計算方法等を確認して、報告する。

(委員)

－5mというのは、実際に5m低くなるのか。また、周囲の地形を踏まえた予測評価とは、どのような方法で行うのか。

(事業者)

建設予定地の標高は26mであるが、地元住民からできる限り周囲から建物

が見えにくくなるようにという要望があったため、地盤から5 m掘り下げた上で建設する。また、周囲の地形を踏まえた予測評価については、周囲に谷津があったり、そこを超えたところで丘になったりという入り組んだ地形であるため、その地形を考慮するということである。

(委員)

現在使用しているモデルでは計算できないのではないか。複雑な地形を考慮するとなると、かなり複雑なモデルやシミュレーションになると思うが、使用するモデルは実際にどの程度考慮されたモデルであるのか。

(事業者)

方法書 p248 及び 249 に記載されている、ERT-PSDM のモデルを用いて予測評価する予定である。

(委員)

鳥類の調査地点が調査範囲の北側に偏っている。範囲内を網羅的に調査するのが望ましいので、調査地点の見直しを検討願いたい。

(事業者)

田んぼ、樹林地、畑という類型区分を考慮したルート設置となっている。確かに南側には、ラインセンサルートが設定されていないが、事業区域内とその周囲が同程度の距離となるよう設定している。

(委員)

調査地点を増やすのは大変なので、北側に偏っている調査地点の一部を南側に分散して配置させることはできないか。

(事業者)

調査地点の振り分けということであれば、検討したい。

(委員)

白井市は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の構成団体であり、次期施設が建設されるタイミングで印西地区環境整備事業組合に加入するのか。

(事業者)

白井市のし尿については、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合で処理しているが、

一般廃棄物については印西地区環境整備事業組合で処理している。

(委員)

構成団体の費用分担は従量制なのか。

(事業者)

事業系は有料であるが、生活系ごみとして関係市町から搬入されるごみは無料であり、関係市町から量に応じて、按分して負担金をもらっている。

(委員)

事業系は kg あたりいくらか。

(事業者)

10kg あたり 270 円である。

(委員)

本計画は地域振興策の基本計画と連動しているのか。

(事業者)

清掃工場とは切り離して考えている。地域振興施設については、清掃工場とは異なり、都市計画決定の対象外である。

(委員)

地域振興策については、前向きに捉えるのであれば、人と自然との触れ合いの場を新たに創出するという新たな視点があってもよいのではないか。

クリーンセンター関連のアセスメントは嫌悪施設という側面があり、ネガティブになりがちだが、有効に活用していかなければならないし、海外ではクリーンセンターを中心に据えたまちづくりをしているケースもある。

(事務局)

建設した後にどうなるかという予測をする際に、現在のデータが何もない中で予測するのは難しいのではないか。

(委員)

定量化は難しいが、定性的な予測であればできるのではないかと考えているが、手続き上問題があるのであれば、やむを得ない。

(委員)

地域振興策は環境省が発行している「多面的な価値を創出する廃棄物処理施設整備促進ガイドンス」を受けたものか。

(事業者)

ガイドンスを踏まえている。

資料 1-3、1-4

(委員)

資料 1-4 水質について、「土壌沈降試験の結果等を用いないことから」とあるが、この意見を盛り込んだ意図は何か。

(事務局)

方法書 p264「イ 予測方法」の記載が意見の元になっており、水素イオン濃度 (pH) の予測時にも土壌沈降試験結果を用いるように読めてしまうため、意見として盛り込んだ。

(委員)

そうであれば、「土壌沈降試験の結果等を用いない」という記載ではなく、「土壌沈降試験の結果は用いない」という記載が正しいのではないか。

(事務局)

確認する。

(委員)

佐倉市からの意見を論点整理に盛り込まない理由として、一般局が近隣市町村にあるからということか。

(事務局)

現地調査地点のことであり、方法書 p245 の大気の現地調査地点に黒崎牧場があるが、このすぐ東側に市境があり、佐倉市が位置する。黒崎牧場は佐倉市から非常に近いため、調査地点としては十分であると判断した。方法書 p63 の風況図をみても、黒崎牧場の方が適していると考えられる。

(委員)

オキシダントについて、この地域に発生源があるとは考えにくいのではない

か。どこまで想定した意見であるのか。

(事務局)

一定規模の工場を緊急時協力工場として指定しており、光化学スモックが発令された場合には、ばい煙の排出削減について協力いただいている。本施設についても協力依頼の対象となり得るので、意見として盛り込んだ。

(委員)

「予測技術等に進展」とは何を想定しているのか。

(事務局)

ご指摘のとおり予測は難しい部分があるので、推定手法を含めたものである。

(委員)

大気質の「拡散が起こりにくい・・・」という記載について、強安定時と北西部のつながりがわかりにくい。また、接地逆転層非貫通時のイメージがつかないが、接地層の上に建物がある場合を想定したものか。

(事務局)

強安定時に北西部に影響があるようにも読めてしまうので、書きぶりを修正する。接地逆転層非貫通時については、排ガスが逆転層に取り込まれて遠方に運ばれることを想定している。

(委員)

理解はしたが、なぜ高層住宅等が取り上げられるのか等、わからない部分がある。

(事務局)

北西部の北総線沿いに高層建築物があり、そこに逆転層がぶつかることを想定しているが、わかりにくい文章になっているので修正する。

議題（２）：（仮称）東金市外３市町清掃組合新ごみ処理移設建設事業に係る環境影響評価方法書について（審議）

○事務局より資料２－１について説明。

○事業者より資料１－２、１－３について説明。

（委員）

メタンガスの調査を目視で行うとしているが、無色、無臭のため、難しいのではないかと。目視とはどういった調査か。また、上総層群からきているガスとはどのぐらいのものか。南関東であれば南関東ガス田が有名であるが、情報を教えていただきたい。

（事業者）

千葉県環境研究センターにおいて上ガスの分布状況に関する調査が複数年にわたって行われているが、その手法として、水が張られている水田で発泡している状況をメタンガスの発生と捉え目視で確認が行われている。事前調査ではその手法に倣った調査を行っており、今後は更にレーザー式のメタン検知器による調査も行う予定である。

（委員）

承知した。ガスによる事故は極めて怖い話であり、単位体積あたりのガス濃度が重要だと考えられる。

（委員）

ごみ焼却量の実績値と推計値の乖離の解消について、先ほど（資料２－３）の説明では、ごみの減量化を進めるとしている。焼却量の減量化には可燃ごみに含まれる資源ごみをいかに除けるかが重要であると考えられるが、現状、貴組合構成市町においては、容器包装リサイクル法の完全な施行に至っておらず、また、紙類の資源回収が行われていないように見受けられる。一体どのように減量化を図っていくのか。

２点目として、災害廃棄物であるが、災害時には熊本の地震でもあったように２週間以上施設が停止することも考えられ、そのような場合、そもそも通常ごみが受け入れられなくなることも踏まえた処理計画であるかという心配がある。貴組合構成市町では九十九里町だけが災害廃棄物処理計画を策定しているようであるが、貴組合では各構成市町の災害廃棄物の受け入れについて合意されているのか。

3点目、現行施設が廃止された場合、余熱利用を行っている現在の福利厚生施設は今後どのようなになるか。

(事業者)

ごみの分別について、収集は各構成市町が行っているが、ご指摘のとおり現状可燃ごみには紙類やプラスチック類の資源ごみが多分に含まれていると考えられる。来年度施行される「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に合わせ、紙類も含め、構成市町と対応について検討していかなければならないという認識である。

新施設の処理能力 125 t/日の設定に係るごみ処理計画については、過去5年のごみ処理実績及び人口の推移、また、国が示すごみの減量化の目標値をもとに策定している。

災害廃棄物の受け入れであるが、災害発生時には、一旦各市町でストックした上で、当組合で受け入れる体制となっており、一昨年度の台風、大雨の災害時においても各市町と連携して計画的に災害廃棄物の処理を行ってきた経緯がある。なお、東金市及び大網白里市においては今年度、災害廃棄物処理計画を策定予定であると聞いている。

福利厚生施設の今後の運営について、新施設の稼働が令和10年度ということもあり、廃止も含め、方針が定まっていない。

(委員)

方法書ページ「資-1」において令和元年度までのごみ処理量の実績値と推計値が示されているが、令和2年度における実績値はどのような状況か。

(事業者)

手元に資料がなく詳細な数字は示せないが、新型コロナウイルスの流行による巣ごもり需要の影響もあり、令和2年度は令和元年度より若干多い数値となっている。

(委員)

方法書ページ「3-30」の「表 3.1-18」について、面的評価の結果がパーセンテージで示されているが、これは何に対する何の割合か。

また、同ページの見出しで「騒音及び超低周波音の状況」とあり、これは20ヘルツ以下が超低周波音、100ヘルツ以下が低周波音及びそれ以上という見方をしたとき超低周波音も網羅されているという理解であり、方法書3章の周囲の概況では超低周波音に触れている一方、方法書第5章の環境影響評価項目

の選定においては、超低周波音は選定されておらず、調査は行わないという理解で良いか確認したい。

(事業者)

「表 3.1-18」で表す面的評価であるが、道路端から20mの範囲にある住居等における測定結果を用いて、時間帯ごとの環境基準の達成状況を割合で示したものである。

超低周波音について、方法書ページ「5-8」に示す通り、ごみ処理施設に係る既存の事例から施設の周辺においても一般的に存在する音圧レベルに収まっていること、また、廃棄物運搬車両等の走行音については、本件の主な走行ルート¹の道路構造は平面であり、超低周波音の影響が懸念される橋梁もしくは高架部が非常に少ないことから、超低周波音については評価項目から除外している。

(事務局)

事業者の説明に補足させていただくが、本県における調査は評価範囲を道路端から20mではなく、道路端から50mの範囲の住居等に対し予測モデルを用いて評価している。

(委員)

今の説明について、超低周波音の調査を行わないことは理解できるが、20ヘルツから100ヘルツまでの低周波音については、1/3オクターブバンドの周波数で見た場合に閾値を超えるか超えないかという話になるので、そこまでの確認ができた上での発言であれば理解できる。

(事業者)

埼玉県において超低周波音を項目に選定した上で調査、予測、評価を実施した事例があり、そのような類似事例の調査結果を踏まえた上で、本件では超低周波音を項目選定していないところである。

(委員)

低周波音は評価基準がなく比較論になってしまうことから、今のような説明になるかと思うが、低周波音の問題が生じた際の対処は非常に大変なものとなるので、100ヘルツ以下の低周波音について、1/3オクターブバンドの周波数ごとの音圧レベルの分析は実施した方が望ましいと考える。

(委員)

委員、先ほどの意見（令和2年度のごみ処理量の実績値について）に対する事業者の回答について、追加の意見等はよろしいか。

(委員)

ごみ処理量の推計において2017年から減少する傾向にあるが、減少の要因について、分別方法の変更など行政における何らかの施策はあるか。

(事業者)

推計におけるごみ処理量減少の要因は人口減少である。それに対し、実績値が減少傾向にない要因は1人当たりのごみの排出量が増加しているものと捉えている。

(委員)

現状、ごみステーションにおけるごみの分別は何品目か。

(事業者)

8品目である。厳密に言うと7品目で、粗大ごみは個別回収という状況である。

(委員)

ごみの分別は、多い自治体で30品目という所もあり、細目化することで最終処分場の延命につながる等、ごみの減量化に寄与すると考えられる。ごみ処理量の実績値と推計値の乖離については、今後、ごみの分別等、減量化の施策をしっかりと行っていくことで推計値に近づけていくという将来的な方針のもと、新処理施設の処理能力、処理計画を策定しているという理解で良いか。

(事業者)

はい。

(委員)

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に向けて、貴組合ではどのような計画を立てているか。

(事業者)

構成市町とともに施行に向けてどのような形で進めていけるか、これから検討をしていくところである。

(委員)

補足であるが、災害廃棄物について、今般の粗大ごみの有料化、家電リサイクル法の施行等の影響により、一般家庭において粗大ごみや廃家電が滞留しているということがあり、今後何らかの大きな災害が発生した際に一気に排出され、我々が想定する以上の量の災害廃棄物が発生することに留意いただきたい。

(事務局)

ごみの分別及び災害廃棄物について補足させていただくが、まず、ごみの分別について、分別は自治体によって温度差があり、特に地方部などごみの処理体制が広域化している地域ほど細目化が難しいという事情もあるが、本日委員から指摘があった紙類の資源化は(減量化に)非常に効果的と考えられるので、貴組合においてもしっかり検討いただきたい。

また、災害廃棄物処理計画について、1つの自治体においては来年度防災計画と併せてとなるが、県内すべての市町村において今年度内に策定される予定である。

東金市及び大網白里市においても今年度内の策定となるが、令和元年台風など災害を経験している自治体であり、そこでの経験、実績というのはしっかり災害廃棄物処理計画に盛り込まれるものと考えている。

(委員)

事務局には、本日の審議結果を踏まえ、次回の審議に向けて整理をお願いする。